

【 処 置 】

１０２ 咽頭喉頭炎に対する口腔、咽頭処置と間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）の併算定について

《令和６年３月２９日》

○ 取扱い

咽頭喉頭炎に対するＪ０９８口腔、咽頭処置とＪ０９９間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

咽頭喉頭炎は、咽頭から喉頭にかけて炎症を起こしている状態である。咽頭及び扁桃の炎症には、Ｊ０９８口腔、咽頭処置が、喉頭の炎症にはＪ０９９間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）がそれぞれ実施される。

このため、咽頭喉頭炎に対するＪ０９８口腔、咽頭処置とＪ０９９間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）の併算定は、原則として認められると判断した。